

算定項目	算定留意事項	チェック結果	
居宅介護支援費（Ⅰ）	取扱件数が40件未満の分の単位	<input type="checkbox"/> 算定	
居宅介護支援費（Ⅱ）	取扱件数が40件以上あるうちの40件以上60件未満の分の単位	<input type="checkbox"/> 算定	
利用実績がない場合	サービス利用票を作成した月において利用実績のない月の居宅介護支援費の請求	<input type="checkbox"/> 算定	給付管理票、ケアプラン等の記録 (縦覧検査の対象となります。)
運営基準減算	居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、次の①～④の内容について文書を交付して説明を行ったか		
	①利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行ったか	<input type="checkbox"/> 未実施	重要事項説明書等
	②利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることができることについて説明をおこなったか	<input type="checkbox"/> 未実施	
	③前6月間に訪問介護等（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護）のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数が占める割合及び前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ことの回数のうち、同一の事業者によって提供されたもの占める割合について説明を行ったか	<input type="checkbox"/> 未実施	
	④居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接を実施したか	<input type="checkbox"/> 未実施	アセスメント記録、支援経過記録等
	次に掲げる①～③に該当する場合のサービス担当者会議の開催を行っているか		
	①居宅サービス計画を新規に作成した場合及び変更した場合	<input type="checkbox"/> 未実施	
	②要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合	<input type="checkbox"/> 未実施	サービス担当者会議の要点 サービス担当者に対する照会記録
	③要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	<input type="checkbox"/> 未実施	
	居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付したか	<input type="checkbox"/> 未交付	居宅サービス計画書
モニタリングにあたって、（特段の事情がない限り）1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を実施したか	<input type="checkbox"/> 未実施	モニタリング記録、支援経過記録等	
モニタリングの結果を記録したか	<input type="checkbox"/> 1か月以上未実施		
運営基準減算が2月以上継続していないか	<input type="checkbox"/> 該当		
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域に該当するか	<input type="checkbox"/> 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域、厚生労働大臣が定める施設基準か	<input type="checkbox"/> 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域か	<input type="checkbox"/> 該当	
特定事業所集中減算	①～⑤に掲げる事項を記載した書類を作成及び保存しているか		
	①判定期間における居宅サービス計画の総数	<input type="checkbox"/> 作成及び保存	・特定事業所集中減算に係る算定書 ・理由書
	②訪問介護等（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護）のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数	<input type="checkbox"/> 作成及び保存	
	③訪問介護等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名	<input type="checkbox"/> 作成及び保存	
	④算定方法で計算した割合	<input type="checkbox"/> 作成及び保存	
⑤算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由を明らかにしているか	<input type="checkbox"/> 作成及び保存		
前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等各々の提供総数のうち、同一の訪問介護等に係る事業者によって提供されたもの占める割合	<input type="checkbox"/> 80/100以上		
初回加算	新規（契約の有無にかかわらず2か月以上居宅介護支援を提供していない）に居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当	
	要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当	
	要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当	
	運営基準減算が適用されていないか	<input type="checkbox"/> 未適用	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が入院して3日以内に医療機関の職員に対して、必要な情報を提供したか	<input type="checkbox"/> 情報提供あり	
	同月に入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定をされていないか	<input type="checkbox"/> 算定していない	
	入院時情報連携加算（Ⅱ）を算定していないか	<input type="checkbox"/> 算定していない	
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が入院して4日以上7日以内に医療機関の職員に対して、必要な情報を提供	<input type="checkbox"/> 情報提供あり	
	同月に入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定をされていないか	<input type="checkbox"/> 算定していない	
	入院時情報連携加算（Ⅰ）を算定していないか	<input type="checkbox"/> 算定していない	
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に介護専門員が同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行うとともに、医師等から利用者に関する必要な情報の提供を受けたうえで、居宅サービス計画に記録	<input type="checkbox"/> 記録済	通院時のみ算定可能。訪問診療や住診時は算定不可。（R3.5月県を通じて厚労省へ確認済）
	月の算定回数	<input type="checkbox"/> 1回	
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅への訪問、カンファレンス及び必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整	<input type="checkbox"/> 実施	
	月の算定回数	<input type="checkbox"/> 2回以下	
	カンファレンスの実施日（指導した日が異なる場合は指導日もあわせて）、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点についての居宅サービス計画等への記載	<input type="checkbox"/> 記載済	
退院・退所加算（Ⅰ）	病院等の職員から情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている	<input type="checkbox"/> 該当する	
	退院・退所前若しくは退院後7日以内に情報提供を受けている	<input type="checkbox"/> 該当する	
	初回加算	<input type="checkbox"/> 算定されていない	

退院・退所加算（Ⅰ） <input type="checkbox"/>	病院等の職員から情報提供をカンファレンスにより1回受けている 退院・退所前若しくは退院後7日以内に情報提供を受けている 初回加算	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 算定されていない	※ここでいうカンファレンスとは、 ・病院・診療所で算定する診療報酬の要件（退院時共同指導料1、2）を満たすもの
退院・退所加算（Ⅱ） <input type="checkbox"/>	病院等の職員から情報提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けている 退院・退所前若しくは退院後7日以内に情報提供を受けている 初回加算	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 算定されていない	・施設サービスでは、施設の従事者、入所者又は家族が参加して退所後の話し合いを行うもの ・退院（退所）後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加しているもの
退院・退所加算（Ⅱ） <input type="checkbox"/>	病院等の職員から情報提供を2回受けており、1回以上がカンファレンスによる 退院・退所前若しくは退院後7日以内に情報提供を受けている 初回加算	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 算定されていない	※面談は利用者等の同意を得たうえでテレビ電話装置等の活用も可
退院・退所加算（Ⅲ） <input type="checkbox"/>	病院等の職員からの情報提供を3回以上受けており、うち1回以上がカンファレンスによる 退院・退所前若しくは退院後7日以内に情報提供を受けている 初回加算	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 算定されていない	
ターミナルケアマネジメント加算 <input type="checkbox"/>	24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。以下同じ）又は家族の同意を得ている 利用者又は家族の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に居宅を訪問 ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又は家族が同意を得た時点以降、終末期の利用者の心身の状況の変化等必要な記録 上記記録の主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者への提供 他の居宅介護支援事業所で当該加算の算定の有無	<input type="checkbox"/> 体制あり <input type="checkbox"/> 同意あり <input type="checkbox"/> 2日以上訪問していること <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
特定事業所加算（Ⅰ） <input type="checkbox"/>	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 2名以上 常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）3名以上 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を整備している 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4及び要介護5である者の割合 計画的な研修（個別具体的な研修計画の作成及び実施） 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供 地域包括支援センター等が実施する事例検討会への参加 運営基準減算又は特定事業所集中減算 介護支援専門員1人当たりの利用者数 法定研修等に協力又は協力体制の確保 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会、研修会等の実施 多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 配置済 <input type="checkbox"/> 配置済 <input type="checkbox"/> 開催している <input type="checkbox"/> 確保、整備済 <input type="checkbox"/> 4割以上 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 提供している <input type="checkbox"/> 参加している <input type="checkbox"/> 未適応 <input type="checkbox"/> 40名未満 <input type="checkbox"/> 確保済 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 作成している。	会議記録 テレビ電話装置等活用可 利用者台帳等（毎月の割合の記録） 研修計画書（事業計画書） 居宅介護支援費（Ⅱ）を算定の場合は45名未満
特定事業所加算（Ⅱ） <input type="checkbox"/>	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名以上 常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）3名以上 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制 計画的な研修（個別具体的な研修計画の作成及び実施） 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供 地域包括支援センター等が実施する事例検討会への参加 運営基準減算又は特定事業所集中減算 介護支援専門員1人当たりの利用者数 法定研修等に協力又は協力体制の確保 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会、研修会等の実施 多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 配置済 <input type="checkbox"/> 配置済 <input type="checkbox"/> 開催している <input type="checkbox"/> 確保、整備済 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 提供している <input type="checkbox"/> 参加している <input type="checkbox"/> 未適応 <input type="checkbox"/> 40名未満 <input type="checkbox"/> 確保済 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 作成している。	会議記録 テレビ電話装置等活用可 研修計画書（事業計画書） 居宅介護支援費（Ⅱ）を算定の場合は45名未満
特定事業所加算（Ⅲ） <input type="checkbox"/>	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名以上 常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）を2名以上配置 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制 計画的な研修（個別具体的な研修計画の作成及び実施） 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/> 配置済 <input type="checkbox"/> 配置済 <input type="checkbox"/> 開催している <input type="checkbox"/> 確保、整備済 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 提供している	

	<p>地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加</p> <p>運営基準減算又は特定事業所集中減算</p> <p>介護支援専門員1人当たりの利用者数</p> <p>法定研修等に協力又は協力体制の確保</p> <p>他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会、研修会等の実施</p> <p>多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成</p>	<p><input type="checkbox"/> 参加している</p> <p><input type="checkbox"/> 未対応</p> <p><input type="checkbox"/> 40名未満</p> <p><input type="checkbox"/> 確保済</p> <p><input type="checkbox"/> 実施している</p> <p><input type="checkbox"/> 作成している。</p>	
特定事業所加算 (A)	<p>常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名以上</p> <p>常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）1名以上、常勤換算方法で介護支援専門員1以上</p> <p>利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催</p> <p>24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制</p> <p>計画的な研修（個別具体的な研修計画の作成及び実施）</p> <p>地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供</p> <p>地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加</p> <p>運営基準減算又は特定事業所集中減算</p> <p>介護支援専門員1人当たりの利用者数</p> <p>法定研修等に協力又は協力体制の確保</p> <p>他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会、研修会等の実施</p> <p>多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成</p>	<p><input type="checkbox"/> 配置済</p> <p><input type="checkbox"/> 配置済</p> <p><input type="checkbox"/> 開催している</p> <p><input type="checkbox"/> 確保、整備済</p> <p><input type="checkbox"/> 実施している</p> <p><input type="checkbox"/> 提供している</p> <p><input type="checkbox"/> 参加している</p> <p><input type="checkbox"/> 未対応</p> <p><input type="checkbox"/> 40名未満</p> <p><input type="checkbox"/> 確保済</p> <p><input type="checkbox"/> 実施している</p> <p><input type="checkbox"/> 作成している。</p>	
特定事業所医療介護連携加算	<p>前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る医療機関、介護保険施設等との連携の回数の合計が35回以上</p> <p>前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定</p> <p>特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p>	

	入退院支援加算 1	入退院支援加算 2	入退院支援加算 3
点数（イ）一般病棟入院基本料等の場合	600	190	1200
（ロ）療養病棟入院基本料等の場合	1200	635	—
小児加算	15歳未満である場合には小児加算として200点加算する。		—
入院早期より退院困難な要因を有する患者を抽出	入退院支援及び地域連携業務に専従する職員（以下、「入退院支援職員」という。）を各病棟に専任で配置し、原則として入院後3日以内に患者の状況を把握するとともに退院困難な要因を有している患者を抽出する。	入退院支援加算2にあつては、患者の入院している病棟等において、原則として入院後7日以内に退院困難な要因を有している患者を抽出する。	入院後7日以内に退院困難な要因を有する患者を抽出し、現在の病状及び今後予想される状態等について家族等と話し合いを開始する。この他、家族等に対して退院後の療養上必要な事項について説明するとともに、転院・退院後の療養生活を担う保険医療機関等との連絡や調整、福祉サービスの導入に係る支援等を行う。
退院困難な要因	<p>ア 悪性腫瘍、認知症又は誤嚥性肺炎等の急性呼吸器感染症のいずれかであること</p> <p>イ 緊急入院であること</p> <p>ウ 要介護状態であるとの疑いがあるが要介護認定が未申請であること（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号に規定する特定疾病を有する40歳以上65歳未満の者及び65歳以上の者に限る。）</p> <p>エ 家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがあること</p> <p>オ 生活困窮者であること</p> <p>カ 入院前に比べADLが低下し、退院後の生活様式の再編が必要であること（必要と推測されること。）</p> <p>キ 排泄に介助を要すること</p> <p>ク 同居者の有無に関わらず、必要な養育又は介護を十分に提供できる状況にないこと</p> <p>ケ 退院後に医療処置（胃瘻等の経管栄養法を含む。）が必要なこと</p> <p>コ 入退院を繰り返していること</p> <p>サ その他患者の状況から判断してアからコまでに準ずると認められる場合</p>		<p>当該入院期間中に区分番号「A302」新生児特定集中治療室管理料又は区分番号「A303」総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料を算定した退院困難な要因を有する患者及び他の保険医療機関において入退院支援加算3を算定した上で転院した患者について、当該患者又はその家族の同意を得て退院支援計画を策定し、当該計画に基づき退院した場合に算定する。なお、ここでいう退院困難な要因とは、以下のものである。</p> <p>ア 先天奇形</p> <p>イ 染色体異常</p> <p>ウ 出生体重1,500g未満</p> <p>エ 新生児仮死（Ⅱ度以上のものに限る。）</p> <p>オ その他、生命に関わる重篤な状態</p>
入院早期の患者・家族との面談	入退院支援加算1の「イ 一般病棟入院基本料等の場合」にあつては原則として7日以内、「ロ 療養病棟入院基本料等の場合」にあつては原則として14日以内に患者及び家族と病状や退院後の生活も含めた話し合いを行うとともに、関係職種と連携し、入院後7日以内に退院支援計画の作成に着手する。	入退院支援加算2を算定する場合においても、できるだけ早期に患者及び家族と話し合いを行うとともに、入院後7日以内に退院支援計画の作成に着手する。	入退院支援加算3について、入院後1か月以内に退院支援計画の作成に着手し、文書で家族等に説明を行い交付するとともに診療録等に添付又は記載する。なお、退院支援計画は「別紙様式6」を参考として関係職種と連携して作成することとし、病棟及び入退院支援部門の看護師並びに社会福祉士等の関係職種が共同してカンファレンスを行った上で作成及び実施すること。また、退院時には家族等に対して、緊急時の連絡先等を文書で提供し、24時間連絡が取れる体制を取る。
多職種によるカンファレンスの実施	入退院支援加算1にあつては、入院後7日以内に病棟の看護師及び病棟に専任の入退院支援職員並びに入退院支援部門の看護師及び社会福祉士等が共同してカンファレンスを実施する。	入退院支援加算2にあつても、できるだけ早期に病棟の看護師及び入退院支援部門の看護師並びに社会福祉士等が共同してカンファレンスを実施する。なお、カンファレンスの実施に当たっては、必要に応じてその他の関係職種が参加すること。	
入退院支援部門の人員配置	入退院支援及び地域連携の十分な経験を有する専従の看護師又は社会福祉士が1名以上かつ①もしくは② ①専従の看護師が配置されている場合は、専任の社会福祉士を配置 ②専従の社会福祉士が配置されている場合は、専任の看護師が配置		5年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有する専従の看護師、または専任の看護師並びに専従の看護師
病棟への入退院支援支援職員の配置	各病棟に入退院支援及び地域連携業務に専従に従事する職員（以下、「入退院支援職員」という。）を各病棟に専任で配置する。看護師又は社会福祉士を2病棟に1名以上配置する。	—	—
医療機関・介護事業所との連携	転院、又は退院体制等についてあらかじめ協議を行っている連携機関の数が20以上であること。	—	—
連携をしている医療機関・介護事業所との情報の共有	連携機関の職員と年3回以上の頻度で面会し、情報の共有等を行っていること。	—	—
介護支援専門員及び相談支援専門員との連携	介護支援等連携指導料の算定回数、相談支援専門員との連携回数が基準を上回っていること	—	—